

職務乗車証の利用制限に対し申し入れ！ 会社は職務乗車証利用制限の理由を具体的に明らかにせよ！

会社は、JR他社の在来線改札口及び新幹線乗換改札口での職務乗車証等の利用について、新たな制限を加える内容を職場で説明しています。

しかし、職務乗車証の利用制限の、6月1日実施はあまりにも性急です。全社員への周知徹底が難しいことから実施を遅らせるべきです。

さらに、JR他社の在来線から新幹線への乗換

等に大幅な時間がかか
るケースが発生するこ
れも考えられます。特
に、モニター通勤者
の通勤時間が想定さ
れるため、会社に対
策を講じることを
含め6項目の申し
入れを行いました。

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 山田 佳臣 殿

JR東海労申第36号
2010年5月28日

JR東海労働組合
中央執行委員長 鈴木 富雄



職務乗車証等の利用制限に関する申し入れ

一部の職場において、「職務乗車証等の利用制限について」と題する掲示が張り出されている。JR他社の在来線改札口及び新幹線乗換改札の一部での職務乗車証等の利用について、あらたな制限を加える内容である。

5月26日、幹事間で、この掲示内容についてある程度説明を行ったが、その内容も含め、あらためて下記の通り申し入れるので、誠意をもって対応すること。

記

1. 職務乗車証等の利用について、あらたな制限を加える理由を具体的に明らかにすること。
2. JR東海労の調査によると5月26日現在、当該掲示物が張り出されている職場がある一方、張り出されていない職場もある。さらには社員一人ひとりに配布し管理者が説明している職場があるなど社員に対する周知方法は統一されていない。本社が指導している周知方法を明らかにすること。
3. 出向している社員・専任社員、長期休暇や休職等で長期に職場に出ない社員・出向社員に対する周知方法を明らかにすること。
4. 掲示によると、あらたな利用制限は2010年6月1日実施としている。しかし、周知期間、周知方法、周知度合いからすると、実施は性急だと考える。少なくとも設備が整うまで実施時期を遅らせること。
5. あらたな利用制限について説明を受けていない社員や、誤った利用（意図的ではない）をした社員・専任社員に対する対応を明らかにすること。
6. 新たな制限が実施されると、他線から新幹線への乗換に大幅に時間がかかるケースが発生する。特に、モニター通勤者の通勤時間に影響が出ないように対策を講じること。

以上

周知期間・周知方法・周知状況に問題あり！
利用制限実施は性急だ！